

民商だより

川越・東松山民主商工会 2020年8月5日 NO.26

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

川越市中小企業者事業継続緊急支援金【拡充版】受付開始、滑川町、ときがわ町でも支援金スタート

×切間近の自治体もあります、もらって商売続けよう！

「国の持続化給付金、今からでも申し込めるのかな？」「家賃支援給付金って、申請はどうやったらいいの？」引き続き、会員さんから給付金についての問い合わせ・相談が続いています。

各自治体の6月議会で話し合われ、中小業者に対する自治体独自の支援金（給付金）の申請が、新たに滑川町とときがわ町で始まりしました。また、川越市でも拡充して緊急支援金が始まりしました。

今月が、申請期限になっている自治体【吉見町（8/31まで）、嵐山町（8/14まで）】もあります。

仲間にも知らせて、一緒に商売を生き抜くため支援金をもらっていきましょう。支援金の無い川島町へは、創設への追加要望を行っていきます。

川越市中小企業者事業継続緊急支援金【拡充版】

6月30日に受付が終了した、「中小企業者事業継続緊急支援金」が【拡充版】として、8月5日から受付が開始されました。今回の申請では、国の「持続化給付金」を受けた方も対象になりました。

2月～12月のいずれか1カ月の売り上げが、前年同月比15%以上減少している川越市内に事業所がある業者が対象です。支援金10万円、申請期限は令和3年2月28日まで。申請方法は、電子申請か郵送。※6月までに交付を受けた方は、申請できません。

滑川町小規模事業者等事業継続支援金

2月～7月までのいずれかの月の売上高が、前年同月比20%以上、50%未満減少していること。1事業者あたり10万円（1事業者1回限り）。申請期間は8月5日から10月30日（当日消印有効）までです。申請方法は、窓口での直接申請か郵送による申請になります。



ときがわ町中小企業・個人事業主応援金

対象は、2月～9月までのいずれか1カ月の売上高が、前年同月の売上高と比較し20%以上減少していること。

売上高の減少が20%以上50%未満の者については、令和2年2月1日～対象月末日までの売上高の合計が、前年同期の売上高の合計より10万円以上減少している者、50%以上の者については、合計額が前年同期の売上高の合計より20万円以上減少している者

給付額は、①売上減少率20%以上50%未満の対象者については10万円、②売上減少率50%以上の対象者については20万円になります。

中小業者に対する支援金などの収入は、来年の確定申告の雑収入に含めます。消費税の税額は反映されませんが、国保、事業税、住民税、所得税の税額計算には反映されます。

売上が下がっている中ですので、固定経費に充てられる方も多いと思いますが、来年の税金が上がらないよう、民商と一緒に節税方法を学んでいきましょう。



国保等の減免申請も民商と一緒に、「あきらめずに」積極的に申請を

民商だよりNO.24でもお知らせしましたが、国保税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免申請の相談も乗っています。土建国保も減免対象です。

減免申請の前提条件 ○減少率が30%以上である

○減少した収入以外の、2019年の他の所得合計が400万以下

○国保、後期に関しては、2019年の総合計所得が1000万以下

財政部より

8月集金の早めのお願い

8月は夏休み・お盆で出かける会員さんも多いと思います。8月分の会費の集金を、いつもより早めにお願ひ致します。

お盆（8/13～16）は民商がお休みとなります。全国商工新聞も、8/17付が休刊になります。



「民商公式LINE」の登録を！

会員・読者さんのお知らせをしています、民商の公式ライン登録を！週1回のニュースでは、情報が間に合わなくなっています。不定期ですが、新規情報をお伝えします。QRコードで登録できます。

ひやむぎの注文、受付中です。1箱50袋入り3400円（税込）